

お客さま各位

苫小牧信用金庫

## カード関連規定等改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和2年4月1日（水）より、下記のとおり各種規定等を改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

### 記

#### 1. 対象となる預金等規定

- ・キャッシュカードサービス規定
- ・ICカード特約
- ・デビットカード取引規定

#### 2. 主な改定内容

以下の条項を新設・追加・変更いたします。

#### デビットカード取引規定の第1章「デビットカード取引契約等」条項の下線部の変更と追加

##### （デビットカード取引契約等）

（1）前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。

（2）前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

- ① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図及び当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。  
なお、預金引落しの指図については、通帳及び払戻請求書の提出は不要です。
- ② 加盟店銀行、直接加盟店又は任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

（3）前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店又はその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

#### デビットカード取引規定の第2章「COデビット取引契約等」条項の下線部の変更と追加

##### （COデビットカード取引契約等）

（1）前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「COデビット取引契約」といいます。）が成立するものとします。

（2）前項によりCOデビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

- ① 当金庫に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図及び当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。  
なお、預金引落しの指図については、通帳及び払戻請求書の提出は不要です。
- ② CO加盟店銀行、CO直接加盟店又はCO任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」といいます。）に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

（3）前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してCO加盟店又はその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他対価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

#### キャッシュカードサービス規定、ICカード特約、デビットカード取引規定へ「規定の変更等」条項を新設

##### （規定<sup>注1</sup>の変更等）

（1）この規定<sup>注1</sup>の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

※注1：ICカード特約は「特約」となります。

以上